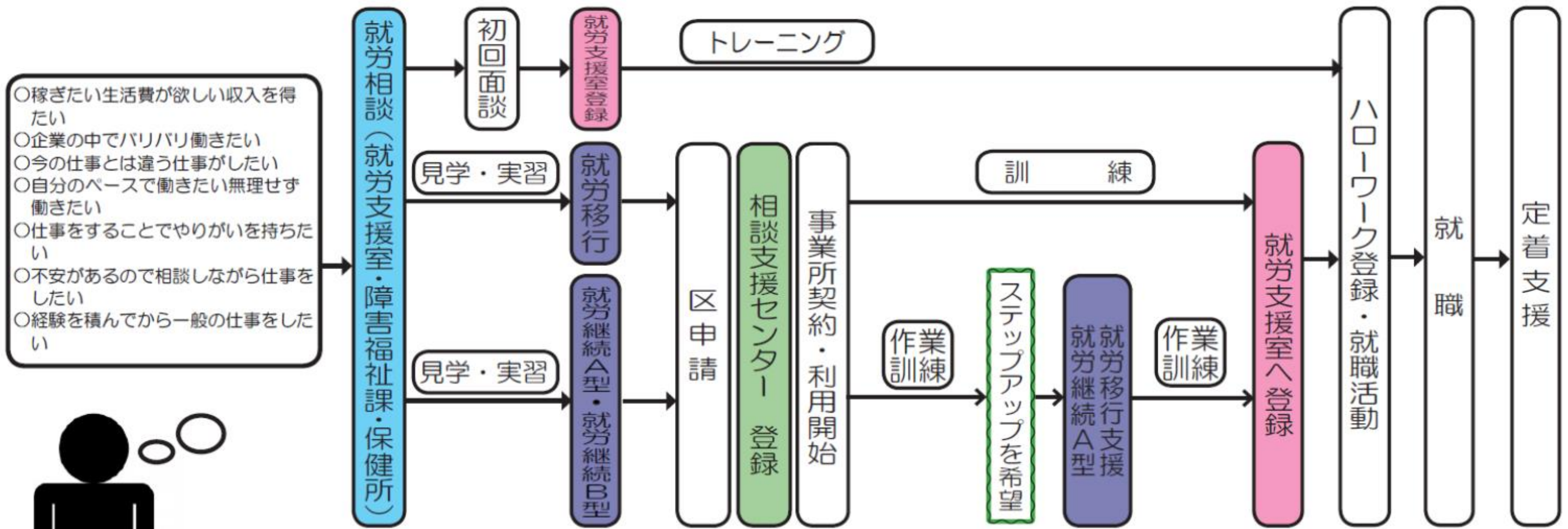


【就労支援の流れ】



- 稼ぎたい生活費が欲しい収入を得たい
- 企業の中でバリバリ働きたい
- 今の仕事とは違う仕事がしたい
- 自分のペースで働きたい無理せず働きたい
- 仕事をすることでやりがいを持ちたい
- 不安があるので相談しながら仕事をしたい
- 経験を積んでから一般の仕事をしたい



就労相談

- ・就労支援室の役割
障害のある方への就労に関する相談と、就労後、安心して働き続けられる為の支援を目的とし、各関係機関、会社と連携を図りながら自立に向けた支援を行う所
- ・障害福祉課・保健所の役割
障害者への福祉的就労や生活の相談が出来る所
- ・障害福祉サービスを受ける際の申請窓口
身体障害者・知的障害者
→障害福祉課（区役所）
精神障害者
→保健予防課（保健所）

障害サービスの種類

- ・就労移行支援事業所
一般企業などへ就労を希望する人に一定期間就労に必要な知識及び能力の向上の為に必要な訓練を行う所
- ・就労継続支援A型・B型事業所
一般企業等での就労が困難な人に働く場所を提供すると共に、知識及び能力の向上の為に必要な訓練を行う所。
A型事業所は、雇用契約ありで最低賃金が保障されている。
B型事業所は、雇用契約は結ばれず、工賃が支払われる

(全国平均月額 15,776 円)
令和 2 年度

一般就労

国が障害者雇用対策を進めており、障害者雇用促進法において、企業に対し雇用する労働者の 2.0%に相当する雇用を義務付けています。

就労支援室登録
一般就労（障害者雇用）を希望され、支援を希望される場合は、就労支援室の登録を行い、定着支援をはじめ様々な支援を受けることができます。また、登録後にトレーニングなどを受けて頂く場合もあります。

相談支援センターとは

障害者やその家族からの相談に応じ、福祉サービス（就労面・生活面）を利用するための支援を行い、社会生活力を高めるために必要な援助を行います。
福祉サービス等を利用する為には『サービス等利用計画』の作成を受ける必要があります。
※セルフプラン
相談支援事業者に代わりご本人やご家族・支援者が作成し、障害福祉サービスを利用することが出来ます。